

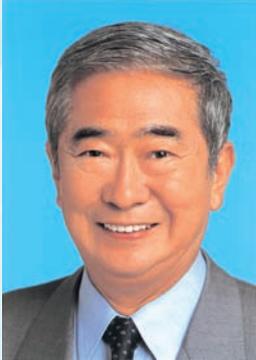


次世代育成支援 東京都行動計画(後期) (概要版)

平成 22 年 4 月

 東京都

安心して子供を産み育てられる東京の実現のために



現在の東京は、核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化、若い世代の流入、サービス業を中心とした働き方の多様化等の大都市特性が顕著に見られ、子供達を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、東京都の合計特殊出生率は平成17年に1.00と最低を記録して以降、平成20年は1.09にまでゆるやかに回復しているものの、出産期世代の人口減少による出生数の減少は避けて通れない問題です。人口はまさに国力であり、少子化の進行は、経済のパイを縮小させ、年金や医療、インフラの維持を困難にし、伝統・文化までも失わせかねません。

結婚や出産は、人生に関する個々の価値観に深く関わるもので、社会が強制するものではありません。しかし、子供を産み育てたいと望む人たちが、子供達を安心して健やかに育てることができる環境を整えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

育児と仕事が両立できる環境を整え、都民が「選択」できるサービスを質・量ともに拡充してこそ、子供を持つことに躊躇している家族に希望を示し不安を解消することができます。そのため、都は、「現場」ならでの発想を活かし、これまで力を注いできた保育・医療・教育はもとより、働き方や住宅等の各施策を総合的に拡充し、社会全体で出産・子育てを支える新たなモデルビルディングを行います。

次代を担う子供の育成は、将来の国を託す人材を育成するということであり、国づくりの根本です。「子育て」という重要な営みに社会全体で責任を持って取り組むという気運を醸成し、社会の隅々にまで支援の輪を広げていく必要があります。

都は、今後とも最前線で活躍する区市町村と連携するとともに、東京の強みである人材、企業、NPOなどの集積を十分に活かした先駆的な取組で国を先導し、真に安心して子供を産み育てられる社会を、東京から実現してまいります。

東京都知事

石原慎子

2010（平成22）年4月

目 次

計画の策定に当たって	1
計画の基本的な考え方	3
計画の「理念」・「目標」・「視点」	4
施策体系一覧	5
目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり	6
目標2 仕事と家庭生活との両立の実現	11
目標3 次代を担う子供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり	18
目標4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり	23
目標5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり	31
目標を掲げている事業 一覧表	36

1 計画策定の趣旨

- 平成17年4月、東京都は、同年を初年度とする、「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（以下「前期計画」という。）を策定しました。この計画は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第9条に基づき、10年間を対象期間とする法定計画の前期5年分を定めたものです。この計画は次代を担う子供達が健やかに生まれかつ育成される社会の形成を目指しており、東京都は、核となる3つの理念と5つの目標に基づき、「10の重点的取組」をはじめとする全160事業を実施してきました。
- 平成18年2月には、それまで東京都が取り組んできた「福祉改革」・「医療改革」をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐために、今後展開していく福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定しました。また、同年12月には、10年後の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を示し、東京都の施策全体を網羅する基本政策として、「10年後の東京」を策定しています。
- 平成19年には、「10年後の東京」で描いた「社会全体で子育てを応援する東京」の実現に向け、前期計画を踏まえ、大都市東京の特性とニーズに即した喫緊の課題に重点的に取り組むことが必要と考え、「子育て応援戦略会議」を設置しました。この会議において、3つの目標と11の重点戦略を基本とする「子育て応援都市東京・重点戦略」を策定し、平成20年度から3年間を集中的な実施期間として子育て支援策を進めてきました。
- 平成21年には、少子化の流れに歯止めをかけるため、「少子化打破・緊急対策本部」を設置しました。保育・医療・雇用・住宅などの各施策を重層的・複合的に展開し、子育て家庭が選択できるサービスを質・量ともに大幅に拡充するため、平成22年度から3年間で集中的に取り組む「『少子化打破』緊急対策」を平成22年1月に取りまとめました。
- こうした経緯や前期計画などの関連施策を踏まえ、「10年後の東京」に描いた目標「待機児童の解消」、「子育てと仕事の両立できる雇用環境の整備」、「社会全体で子育てを支援すること」の実現を目指し、「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（以下「後期計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

- 本計画は、次世代法及び次世代法に基づき策定された行動計画策定指針に沿って、東京都が実施しようとする次世代育成支援対策及び次世代育成支援対策を実施する区市町村を支援するための内容を盛り込んだ「地域行動計画」です。
- また、本計画は、児童福祉法第56条の9に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を包含するとともに、都の子供や子育て家庭等に関する他の計画との整合性を図りつつ策定しています。

3 計画期間

- 次世代法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法です。そのため、本計画は、平成17年度から平成21年度までを期間とした前期計画に続く後期計画として、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画とします。

4 計画策定体制

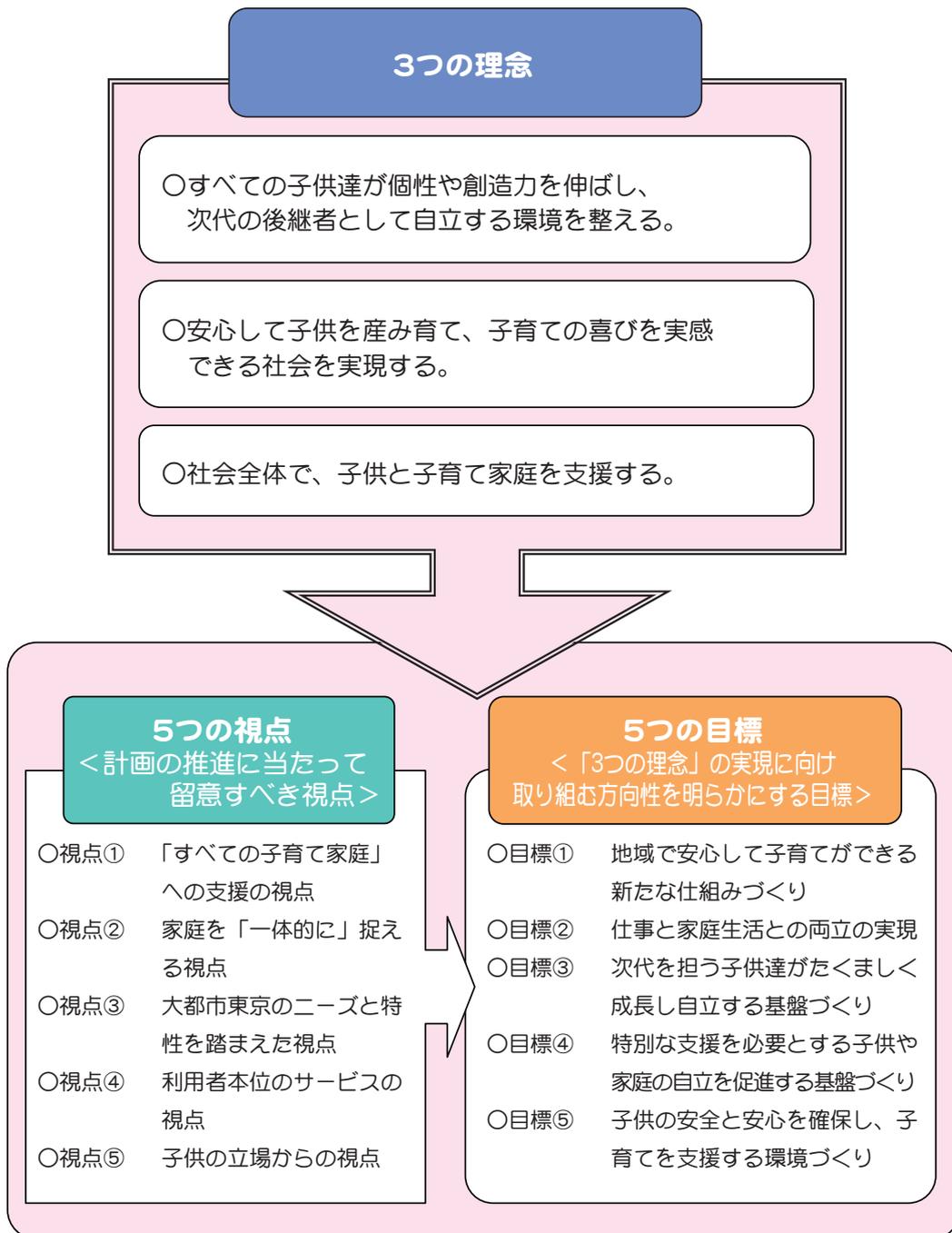
- 子育て応援都市推進本部（※「子育て応援戦略会議」を改組）
庁内横断組織として、副知事を本部長とする「子育て応援都市推進本部」を設置し、同本部のもとに二つの部会（①後期行動計画策定部会、②計画推進・評価部会）を置き、策定部会を中心に、後期計画の策定を進めました。
- 次世代育成支援検討委員会
学識経験者、企業代表、地域活動団体代表、公募都民、その他、の各分野から選出した15名の委員で構成する「次世代育成支援検討委員会」を設置し、「後期計画」における重点課題等の検討を行い、ここでの専門的な立場からの意見や指摘を計画に反映させました。

計画の基本的な考え方

- 核家族化の進行や地域社会の希薄化、就業環境の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域や家庭の子育て力が著しく低下しています。子育てが閉鎖的な家庭の中だけで行われる、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。特に、東京都のような大都市では、このような状況が顕著になっています。
- こうした中、我が国、そして東京では少子化が進行しています。東京都においては、転入人口超過という事情により総人口だけでなく年少人口も増加していますが、合計特殊出生率は平成17年に1.00と最低を記録し、平成20年には1.09に微増したものの、一貫して全国最下位であり、少子化の要因の一つである未婚率及び母親の初産年齢は全国で最も高くなっています。
- 急速な少子化の進行は、日本の経済や社会保障制度等に大きな影響を及ぼします。こうした状況を冷静に分析・議論し、社会全体でこれに対応していくべきであることは言うまでもありません。少子化の直接の原因は、未婚化や晩婚化の進行、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などによるものとされていますが、結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありません。
- ただ、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子供達を、次代を担う「宝」ととらえ、子供達の育ちを支え未来を守っていくこと、また、子供を産み育てることを望む人達が安心して子育てできる環境、次代を担う子供達が健やかに成長していく環境を、子供の視点を大事にしつつ整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- 東京都は、今回改正された「行動計画策定指針」※に則り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点に立った取組、保育サービス及び子育て支援サービスに関する包括的な取組や、社会的養護体制の質・量の充実に向けた取組等を重点的に取り上げ、東京都の大都市特性に即した後期計画を策定しました。
- こうした考え方に立って、東京都は次世代育成支援対策を進めていきます。

計画の「理念」・「目標」・「視点」

「次世代育成支援東京都行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）は、平成17年から10年間を法定期間とする次世代法に基づく地域行動計画です。したがって、平成22年から26年までを期間とする後期計画の策定に当たり、基本的には前期計画の「3つの理念」、「5つの目標」、「施策推進の5つの視点」を踏まえつつ、前期計画策定後の5年間の情勢の変化に応じた表現への改定を行っています。



次世代育成支援東京都行動計画（後期）施策体系 一覧

目標1	地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり		重点的取組	
	項目①	子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実	①子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実	
		① 子育てに関する相談支援体制の充実		
	項目②	② 地域における子育て支援サービスの充実	②小児・母子医療体制の充実	
		安心できる小児・母子医療体制の整備		
		① 小児医療体制の整備		
② 周産期医療体制の整備				
③ 安心できる医療のための環境整備				
③-1 病院・医師等の環境整備				
③-2 相談支援体制の充実				
目標2	仕事と家庭生活との両立の実現		重点的取組	
	項目①	家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進	③家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進	
		① 両立支援の取組に対する支援		
	項目②	② 普及啓発の推進	④待機児童対策・保育サービスの拡充 ⑤多様化するニーズに応じた保育サービスの提供 ⑥保育サービスの質の向上	
		都市型保育サービスの充実		
		① 待機児童対策・保育サービスの拡充		
② ニーズに応じた様々な保育サービスの提供				
③ 保育サービスの質の向上				
目標3	次代を担う子供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり		重点的取組	
	項目①	子供の生きる力をはぐくむ環境の整備	⑦子供の生きる力をはぐくむ環境の整備	
	項目②	次代を担う人づくりの推進	⑧若者の社会的自立の促進	
目標4	特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり		重点的取組	
	項目①	児童虐待防止対策の推進	⑨児童虐待防止対策の推進	
		① 家庭支援機能等の強化		
	項目②	② 地域の見守り体制の強化	⑩社会的養護を必要とする子供への取組	
		社会的養護を必要とする子供への取組		
		① 家庭的養護の推進		
	② 施設機能の強化			
	③ 被措置児童の権利擁護			
	項目③	ひとり親家庭の自立支援		⑪ひとり親家庭の自立支援の推進
		① ひとり親家庭の就業・自立支援		
② 相談体制の整備				
③ 子育て支援・生活の場の整備				
項目④	障害児施策の充実		⑬安全・安心の子育て支援の基盤整備	
	① 福祉・保健・医療の連携による支援			
	② 特別支援教育の展開			
③ 私立学校への支援				
目標5	子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり		重点的取組	
	項目①	子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進	⑫子供を有害な情報・環境から守る取組の推進	
		① 犯罪等の被害防止		
	項目②	② 子供を取り巻く環境対策	⑬安全・安心の子育て支援の基盤整備	
		子供の安全を確保するための取組の推進		
	項目③	良質な住宅と居住環境の確保		
項目④	安心して外出できる環境の整備			
	① 子育てを楽しむ環境整備			
② 子育てを楽しむ気運醸成				

目標1 地域で安心して子育てができる 新たな仕組みづくり

現状と課題

【1 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実】

- 地域における相談窓口や親同士の交流の場として、子供家庭支援センターや子育てひろばの整備が進められており、前期計画の目標値をほぼ達成していますが、引き続き、利用者のニーズを捉えながら整備と機能拡充を進める必要があります。
- また、支援が必要な家庭に対する地域機関の連携（福祉・保健・医療）や、区市町村の要保護児童対策の要である要保護児童対策地域協議会の機動性や活動実績に、地域差が生じています。
- 緊急時や親の休養のために、子供の一時預かり等の子育て支援サービスを利用したいというニーズも増加しています。
- 区市町村においては、住民の多様なニーズに応える子育て支援サービスの整備に努めていますが、一方でサービスの存在やその利用手続等が十分に認知されず、活発な利用に結びついていないという側面や、地域社会の希薄化により、サービスを知りつつ参加できない子育て家庭の存在などの課題があります。
- 地域での子育て支援は、携わる職員の相談対応スキルがサービスの質を高める重要な要素であり、その向上が課題です。また、要支援家庭への支援においては、子供家庭支援センターや子育てひろばのような子育て支援の拠点での対応だけでなく、福祉・保健・医療等各機関における職員の資質向上及び各々の機関との一層の連携が求められています。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 安全・安心な小児医療・周産期医療への期待は大きく、「小児医療・周産期医療の体制整備」について、前期計画に引き続き重要課題として取り組むことが求められています。
- 深刻な医師不足等を踏まえ、安心できる小児医療・周産期医療の提供のため、小児科・産科医師の人材確保対策、専門的知識の向上・支援等に積極的に取り組んでいく必要があります。

- 子育て支援サービスの拡充とともに、利用方法や内容について様々な場面での情報提供及び発信が必要です。特に子供の病気やけがへの対処の仕方や身近な医療機関に関する情報発信は、子育てに関する親の不安の軽減のためにも、インターネット等を活用し、更に促進する必要があります

取組の方向性

【1 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実】

- 子育てひろばや子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等、地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会の活性化を積極的に進めていきます。
- 病児・病後児保育、一時預かり等の各種子育て支援サービスについて、都民の多様なニーズを踏まえ必要なサービスの質・量を検討の上、拡充を図っていきます。
- 在宅で子育てを行う家庭に対する区市町村の普及啓発活動等を支援し、都としても様々な場面、媒体を用いた情報発信を行っていきます。
- 子育てに関する相談を受ける職員が定期的にスキルアップを図れるよう、「区市町村相談対応力強化事業」を実施するほか、区市町村が実施する各種研修等に対する支援を行います。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

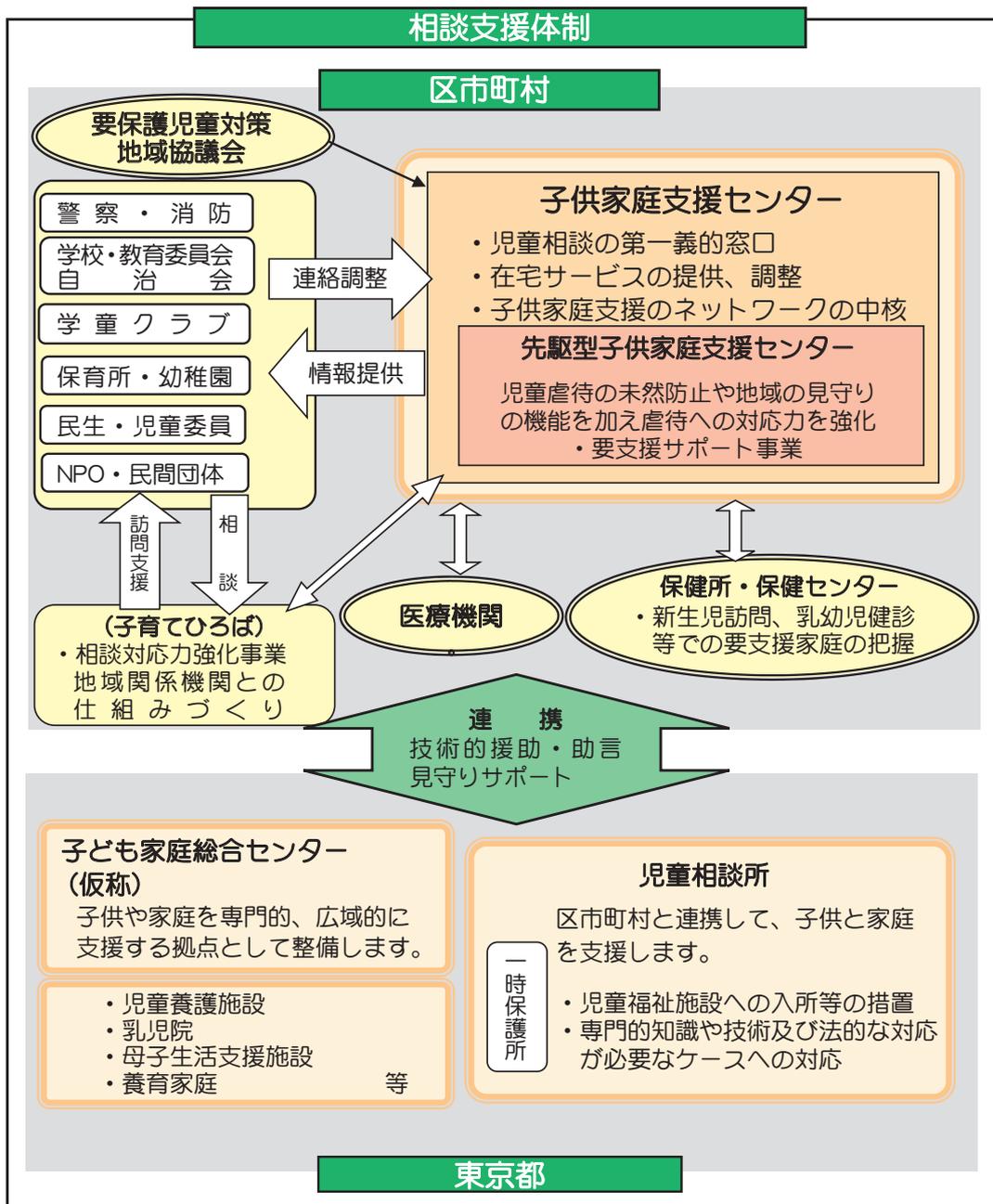
- 24時間体制で重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を速やかに行うこども救命センターの創設など、小児の特性を踏まえ、リスクに応じた適切な医療を受けられる体制を整備します。
- ハイリスクの妊婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、NICU（新生児集中治療管理室）の増床に努めます。また、母体救命対応が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を拡充します。

- 小児・母子医療体制の整備に不可欠な小児科医師・産婦人科医師の確保のため、勤務環境の改善や子育てとの両立支援を促進するとともに、小児医療・周産期医療等に将来従事しようとする都内大学医学部生に対し、奨学金を貸与します。
- 出産や子育てに関する知識や経験の少ない親の不安を軽減するため、小児医療機関や電話相談について継続して幅広い情報発信に努めるとともに、都立病院において、小児患者の子育て家族に配慮した環境づくりを行います。



重点的取組① 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

子育てひろばや子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等、地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を支援します。



重点的取組② 小児・母子医療体制の充実

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を強化します。

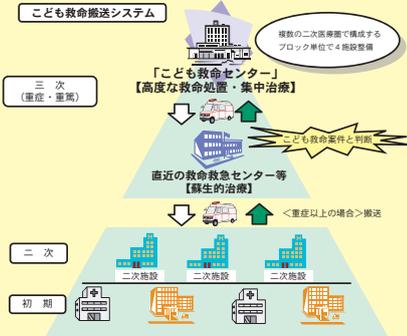
小児救急医療体制の強化

○ こども救命センターの創設

- ◆ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を行う「こども救命センター」を設置
- ◆ 医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○ 小児医療ネットワークの構築

- ◆ 小児救急医療対策協議会を立ち上げ、医療資源を有効に活用した小児医療提供体制のあり方を検討するとともに、遠隔画像診断や空床情報の共有化などを行うモデル事業を実施し、初期救急から三次救急までの連携体制の強化を図る



周産期医療体制の強化

○ NICUを320床に増床

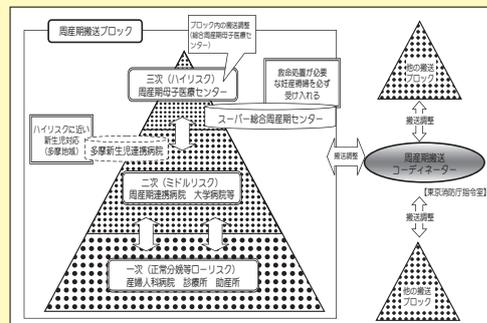
- ◆ ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成26年度末を目標にNICUを320床に増床

○ スーパー総合周産期センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を、区部3か所に加え、新たに多摩地域に設置

○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

○ 小児救急医療を担う人材の確保・育成

- ◆ 大学の医学部と連携し、小児科医療資源の少ない圏域にある医療機関に対して、医師を派遣
- ◆ 都内の小児救急を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

○ 医師の勤務環境改善や復職支援

○ 医師奨学金制度の充実

- ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与

目標2 仕事と家庭生活との両立の実現

現状と課題

【1 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進】

(1) 両立支援の取組に対する支援

- 育児休業の取得促進だけでなく、休業中の職場に関する情報提供や、復職時に子育てと仕事の両立を図ることが可能な働き方を選択できる職場環境の整備等が求められていますが、取組状況は企業ごとに差が生じています。

(2) 普及啓発の推進

- 夫婦の家事・育児分担において、男性の分担度合いが低く、女性に大きく偏っているのが現状です。子育ては男女ともに取り組むべき課題であるということ、これから親になる世代も含め幅広い対象に広く啓発するとともに、雇用者である企業の理解を求めていく必要があります。
- 育児休業の認知度が高まり、女性の取得率が高くなってきている一方、男性の取得率は伸び悩んでいます。また、看護休暇は法的に認められた制度であっても男女ともに利用率が低く、まだ普及したと言える状態になく、企業側の取得促進の働きかけにも差が生じています。
- これまで企業活動と地域社会との接点はあまり意識されてきませんでした。日々の生活において従業員の生活は地域社会に支えられ、企業が所在する地域の一員として期待される役割も大きくなっています。ワーク・ライフ・バランスの推進には、企業に対して意識改革を促し、働き方の見直しに関する普及啓発とともに、地域社会への関心を持ってもらうことが重要です。

【2 都市型保育サービスの充実】

(1) 待機児童対策・保育サービスの拡充

- 待機児童の解消に向けて、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、多様な保育サービスを組み合わせ、前期計画の目標値以上に保育サービスの整備を進めてきました。
- しかし、他道府県からの転入人口の増加等による就学前児童人口の増加や、経済情勢の悪化に伴う女性の就業希望の増加により保育ニーズが急増し、平成20年から2年連続して待機児童が増加しました。

○ 東京の高い地価や保育人材不足等が、保育サービスの拡充における課題となっています。

(2) ニーズに応じた様々な保育サービスの提供

○ ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や近隣関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下し、保育サービスは保育を必要とするすべての子育て家庭に必要な普遍的サービスとなっています。

○ 保育サービス及び子育て支援へのニーズは多岐にわたっているものの、在宅で子育てを行う家庭に対する支援が不足していることに加え、認可保育所制度は、「保育に欠ける」要件などの従来の枠組みを維持したままであるなど、画一的な制度となっています。早朝や夜間、休日などにおける保育対応時間の拡大や、一時的・緊急的な保育、定期的・継続的な保育など、多様なサービスが求められています。

○ 地域における保育サービスの供給体制は、保育の実施主体である区市町村が、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、地域の様々な保育資源を活用して確保していくべきものであり、地域の実情に応じた効果的な保育サービスの整備が重要となります。

○ 学童クラブの開所時間・開所日数や、児童数の適正規模の考え方などについてニーズ等を踏まえて検討し、サービスの質の向上を図る必要があります。

(3) 保育サービスの質の向上

○ 待機児童の解消に向けて保育サービスを拡充するに当たっては、保育施設の設置数の増加や多様な事業主体の参入を促すとともに、質の確保された保育サービスを提供することが必要です。

○ 保育サービスの急速な拡大などにより、サービスの担い手となる保育士の人材不足が生じています。

取組の方向性

【1 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進】

(1) 両立支援の取組に対する支援

- 中小企業両立支援推進助成金や子育て・介護支援融資、女性の再就職支援等により、両立支援に取り組む企業及びその従業員を支援します。

(2) 普及啓発の推進

- 企業、NPO団体、既婚・未婚や子の有無を問わず、多様な対象に向けた、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に取り組みます。また、男女を問わない育児休業取得の促進等、両立支援に資する取組を促進します。特に、企業経営者に対しては、普及啓発セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。
- ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組について、東京都独自の基準に基づく評価を実施し、優れた取組を行っている企業の事例を公表することで、気運の醸成を図り、企業の雇用環境整備を促進します。
- 区市町村が独自に行うワーク・ライフ・バランス推進企業への支援や企業経営者等への普及啓発を、都の立場から後押しします。また、企業が社会貢献として行う地域の子育て支援活動に関する、情報提供をしていきます。

【2 都市型保育サービスの充実】

(1) 待機児童対策・保育サービスの拡充

- 後期計画では、各種保育サービスについて、潜在的なニーズを踏まえた目標事業量を設定し、待機児童の解消に向けて引き続き保育サービスの拡充を図っていきます。
- また、施設整備だけでなく、既存施設の定員拡充や定員の弾力化、区市町村が既に実施している保育サービスへの支援などによる拡充も図っていきます。

(2) ニーズに応じた様々な保育サービスの提供

- 都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者等にも利用しやすい保育サービスを新たに展開するほか、保育所の開所時間の延長や緊急時・育児疲れ等に対応する保育サービスの拡充を進め、保育を必要とする人が必要に応じてサービスを利用することができるように、区市町村の取組を支援していきます。

○ 区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により様々な施策を展開できるよう、子供家庭支援区市町村包括補助事業等により支援していきます。

○ 民間運営の学童クラブへの支援を都独自の補助制度により実施し、開所時間の延長や有資格の指導員の配置など、サービス向上に積極的な事業者の参入を促し、サービスの質の向上を図っていきます。

(3) 保育サービスの質の向上

○ 現行の認可保育所制度が、多様な事業者の参入を促し、サービスの競い合いによる利用者本位の制度となるよう、保育所制度の抜本的改革を進める必要があります。

○ 保育サービスの量的拡大だけでなく、運営指導・指導監督等により質の確保を図っていきます。

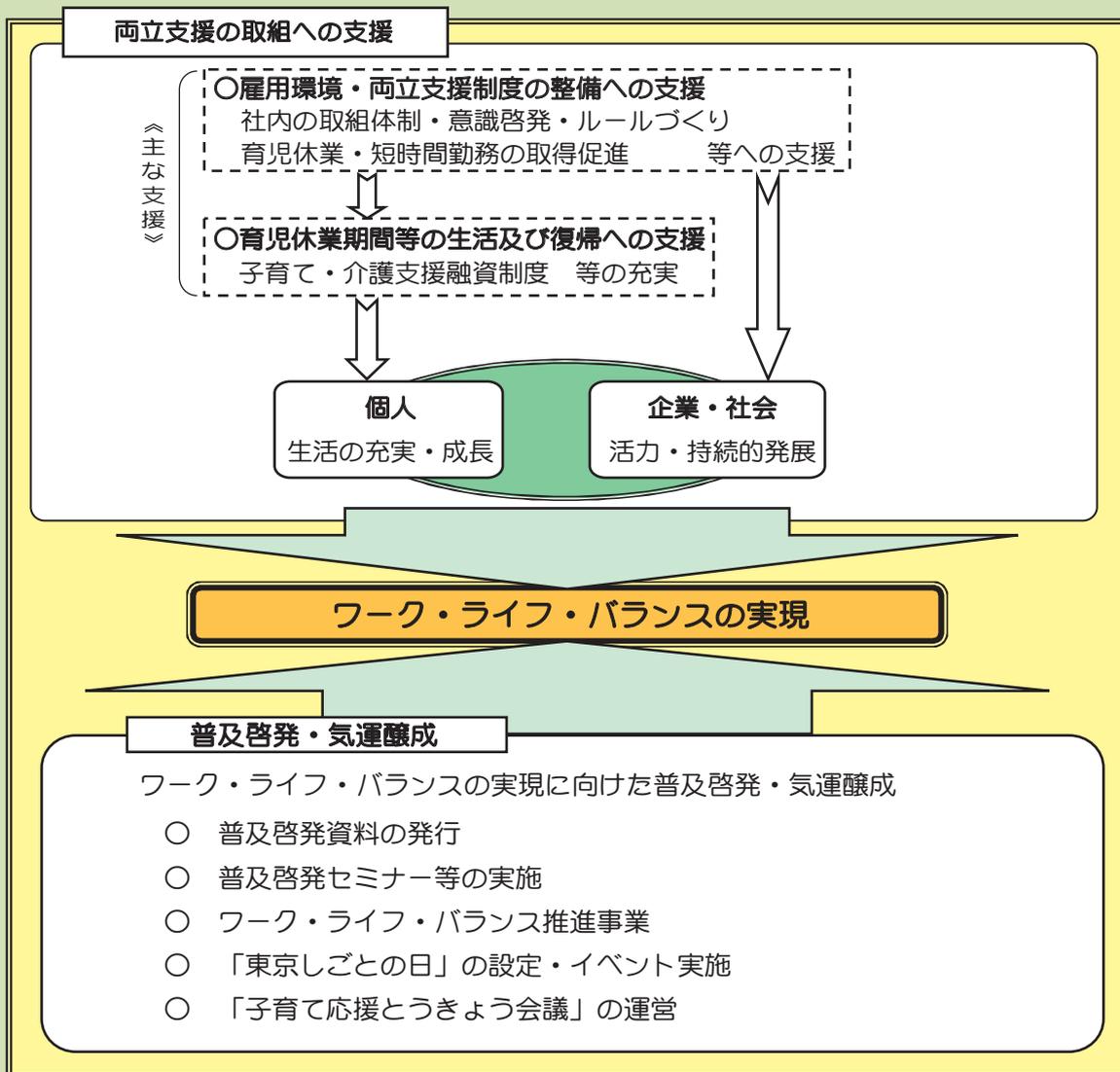
○ 保育士有資格者の再就業支援を行う保育人材確保事業を実施し、サービスの担い手となる人材の確保を支援します。

○ 保育サービスの質の向上を図るため、家庭福祉員研修や認証保育所の施設長研修、認可外保育施設の保育従事者研修などに取り組みます。



重点的取組③ 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進

出産・子育てか就労継続かの二者択一を迫られることなく、各々の意思で子育てや就業を継続できる社会、男女ともに仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般に充分なゆとりの持てる社会実現のため、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、企業等への支援を進めていきます。



～ワーク・ライフ・バランスの理念～

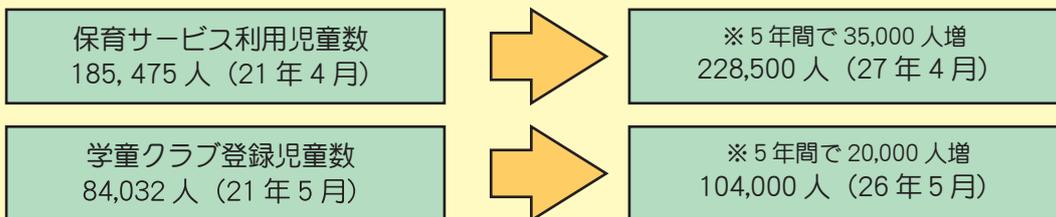
- ◇ ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和が取れ、その両方が充実している状態を指します。
- ◇ その実現には性別や年齢に関わらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにすることが必要です。
- ◇ 「仕事」か「仕事以外の生活」という二者択一ではなく、調和を図ることにより、その両方を充実させようとするものです。

重点的取組④ 待機児童対策・保育サービスの拡充
重点的取組⑥ 保育サービスの質の向上

潜在的なニーズを踏まえた目標事業量を設定し、待機児童の解消に向けて、保育サービスの量的拡大を図るとともに、質の確保にも努めていきます。

保育サービスの量的拡充

- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、多様なサービスを組み合わせ、待機児童解消に向けた取組をさらに加速
- 保育の実施主体である区市町村や事業者への支援を強化
- 都型学童クラブの創設により、開所時間の延長などサービスを拡充



保育サービスの質の向上

- 事業者に対する指導検査・監督
- 認証保育所施設長、家庭福祉員、認可外保育施設職員に対する研修
- 保育士有資格者の再就業支援による人材確保

地域における子育て支援

- 保育所や子育てひろば等を地域の子育て支援拠点とし、地域の子育て力向上への取組を支援
- 一時預かり等を行う子育てひろばの設置を促進

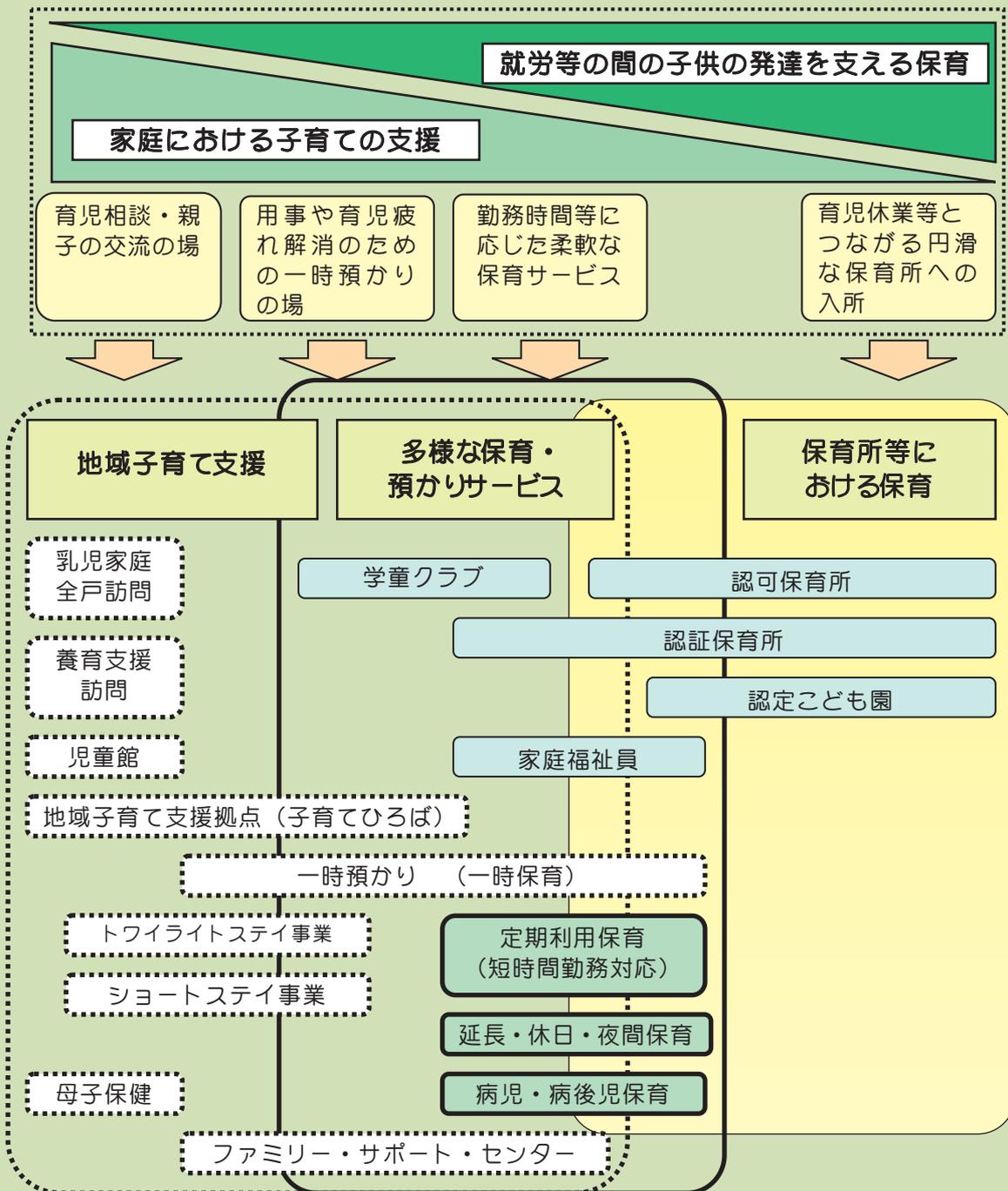
次世代育成支援のための新たな制度構築に向けて

- 国は包括的な次世代育成支援のための新たな制度体系を検討中（「保育に欠ける」という利用条件の見直し、直接契約制度の導入、指定制度の導入により基準を満たす認可外保育施設にも運営費を補助など）
- 利用者本位のサービスを提供するため、「保育所制度の抜本的改革」の早期実現を国に働きかける

すべての子育て家庭への支援を強化する

重点的取組⑤ 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供

都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者向けのサービスや緊急時・育児疲れ等に対応するサービスの拡充を進め、保育を必要とする人が必要に応じてサービスを利用できるように区市町村の取組を支援します。



目標③ 次代を担う子供達がたくましく成長し、 自立する基盤づくり

現状と課題

【1 子供の生きる力^{※1}をはぐくむ環境の整備】

- 子供の教育に対する家庭の役割の大切さについて保護者の理解を促し、家庭でしっかりと子供達に基本的な生活習慣を身に付けさせる必要があります。同時に保護者が、地域のつながりの大切さや地域参加へ目を向けられるよう働きかけることも必要です。また、幼稚園・保育所と小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実も重要です。
- 小1問題及び中1ギャップと言われるように、小学校及び中学校の入学後、長期間にわたって学習規律の乱れや学校不応が生じる場合があります。都内の公立小学校の約4校に1校で小1問題が発生していると考えられることから、早急に対応する必要があります。
- 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小学生は全国でも上位に位置しており、中学生も中位に位置していますが、今後さらに「確かな学力^{※2}」の定着に取り組む必要があります。
- 平成21年度の全国体力・運動能力・運動習慣等の調査結果によると、東京都の児童・生徒の体力は全国平均を大きく下回っており、次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある総合的な体力向上施策が必要です。同時に、豊かな人間性や社会性、健康な心をはぐくむ機会の提供も必要です。

【2 次代を担う人づくりの推進】

- 自分の感情や行動をコントロールできない子供が増えており、将来に向けて社会の一員としての規範意識や公共心の育成が必要です。
- 社会の一員としての自覚が不足したまま、あるいは事前に自分の将来について考えをめぐらせず就職してしまったため、数年で離職する若者が増えていることから、望ましい勤労観・職業観の育成を図って行く必要があります。同時に、就職や育児を含めた自らの将来設計を、現実のこととして捉える機会を与えることも重要です。

- 就職も就学もせず、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った者、また少年院等を出院し地域での生活に困難を抱える者など、社会的自立に困難を抱える若者の実態を把握し、自立支援に向けた取組を進める必要があります。

※ 1 生きる力……中央教育審議会が定義した、変化の激しいこれからの社会を生きる子供達に身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

※ 2 確かな学力……知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

取組の方向性

【1 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備】

- 幼児が小学校入学後の学習や集団生活に適応できるように就学前教育カリキュラムを開発し、実証研究の成果を踏まえつつ、都内の幼稚園・保育所と連携して推進を図ります。
- 小1問題・中1ギャップを予防・解決するため、小・中学校の学級規模等に関して、東京都版の新たな学級編制方針を策定します。
- 都独自の学力調査や発展的な内容を含む教材を活用し、授業改善、習熟度に応じた指導を進めるとともに、外部人材の活用により補習を充実するなど、新学習指導要領の実施に対応します。
- 子供の体力向上の調査研究を進めます。また、子供達がスポーツや運動に親しむ機会の提供、子供達が元気に走り回って遊べる環境を整備します。さらに、子供達の豊かな人間性と健やかな心を育てるため、文化活動や奉仕活動及び自然とのふれあい等、様々な体験や人との関わりを得る機会を提供していきます。

【2 次代を担う人づくりの推進】

- 都立高校等における在学時からのキャリア教育^{※3}の充実を図り、あわせて、若年者の雇用就業支援事業を促進します。
- 積極性、自尊感情や自己肯定感、人間関係の構築力、困難に挑戦する意欲、豊かな人間性等を育てるための教育を進めます。また、社会の発展に貢献できる若者の育成を目指し、乳幼児期からの子供の教育を支援するとともに、規範意識や公共心をはぐくむ教育を推進していきます。

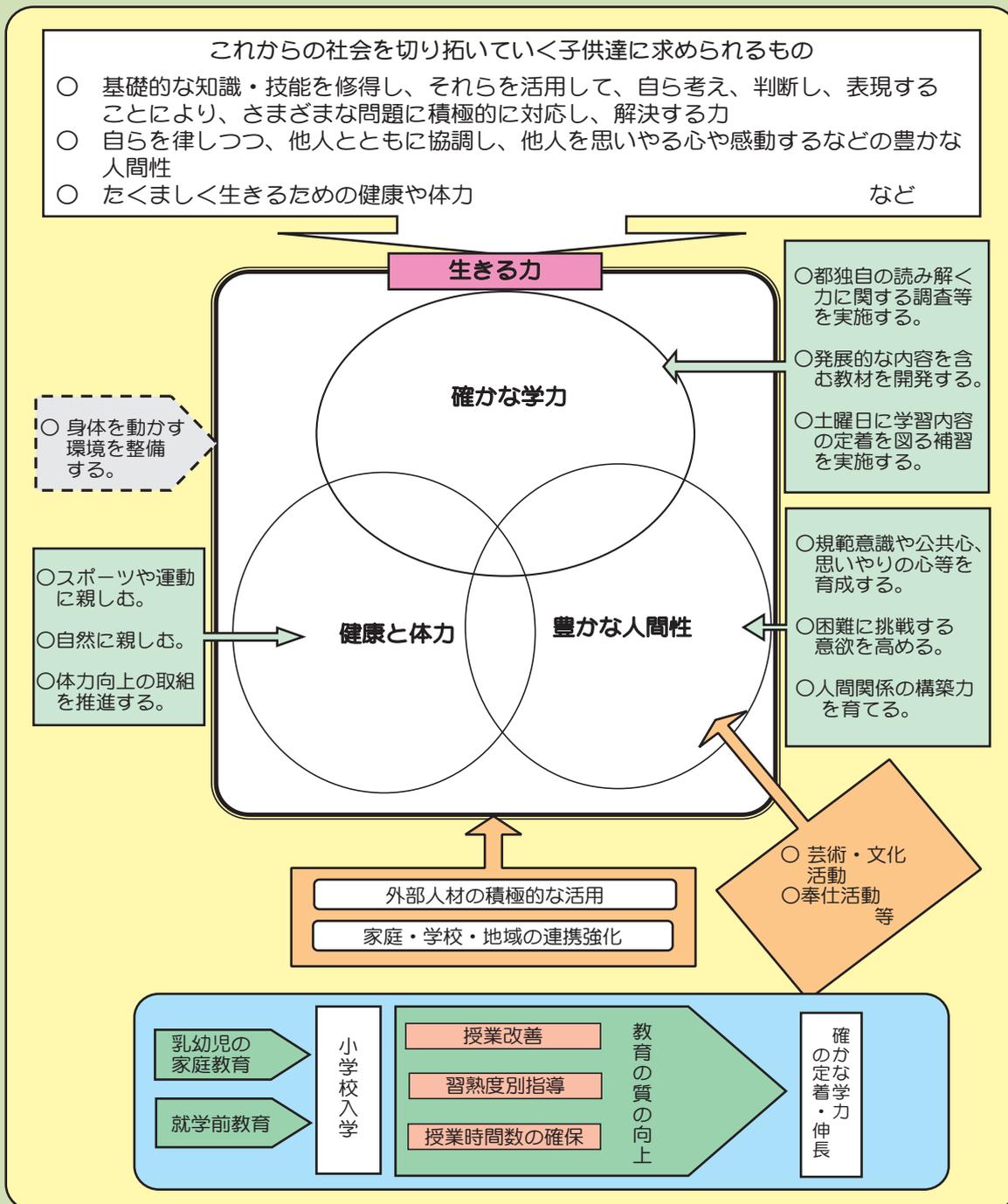
- 乳幼児に接したことがない若い世代が増えていることから、高校・大学で学ぶ時期に、保育園等で乳幼児に接する機会を提供し、将来子供を持った場合に心のゆとりを持って子育てができるよう乳幼児についての基本的な理解を図ります。
- 子供達が自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、成長の様々な段階で、現場実習や就業体験といった、社会で働くことの意義を学び、望ましい勤労観や職業観を育成する機会を与えていきます。
- 区市町村と連携して、「ひきこもりセーフティネットモデル事業」等による相談・支援を行うとともに、「東京ひきこもりサポートネット」におけるメール・電話相談や、訪問相談等の支援プログラムを通じて若者の自立を支援していきます。

※3 キャリア教育……各学校段階の児童生徒に対し、将来自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値感などを学校内外のあらゆる活動を通じて組織的・計画的に育成しようとする力



重点的取組⑦ 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備

変化の激しいこれからの社会を生きる子供達に求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。



重点的取組⑧ 若者の社会的自立の促進

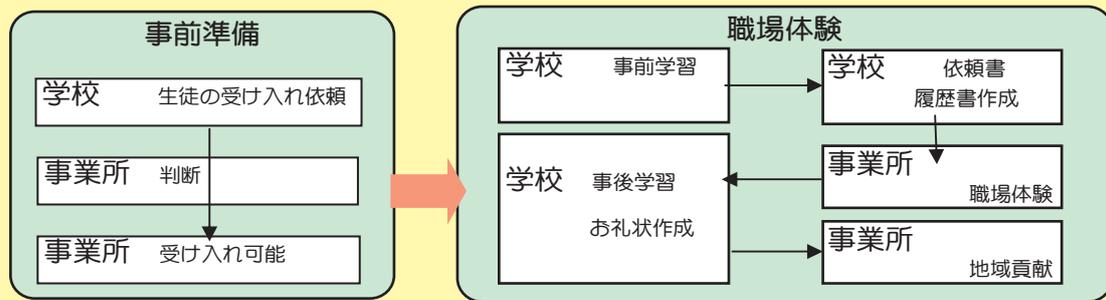
子供の成長段階に応じて必要な情報が提供される仕組みづくりに努め、次代を担う若者の自立支援や職業観の育成等を進めていきます。

職業観・勤労観の育成

社会の一員としての自覚を高め、働くことの意義を理解する機会を設けます。

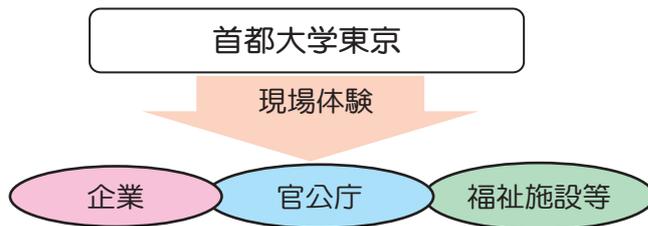
○ 中学生の職場体験

- ・働くこと、学ぶことの意義に気づかせるために、公立中学校等における職場体験を実施しています。
- ・5日間程度実際に仕事を体験し、社会性や勤労観などを身に付ける機会を提供します。



○ 首都大学東京の「現場体験型インターンシップ」

現場での実習から社会で働く意義を学び、社会の課題等についての認識を深めます。



○ 勤労観・職業観育成推進プラン

次代の親の育成

将来親になり、子育てをしていくことへの理解や啓発を図ります。

- 高等学校教科「家庭」における保育体験活動の充実
- 生涯を通じた女性の健康支援事業

ひきこもり対策の実施

- 「東京都ひきこもりサポートネット」におけるメール・電話相談のほか、東京都若者参加応援ネット「コンパス」による訪問相談や社会体験活動等の支援プログラムを通じて、若者の自立を支援する。

目標4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり

現状と課題

【1 児童虐待防止対策の推進】

- 近年の児童虐待の事例を見ると対応の困難な事例が目立ち、早期発見と未然防止の取組強化が求められています。前期計画での重点的取組はおおむね順調に進んでいるものの、要保護児童対策地域協議会の取組や内容は自治体によって様々です。虐待の早期発見・未然防止のため、都内全域での効果的な体制整備、住民の通告義務等に関する一層の普及啓発が必要です。
- また、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援、家族の再統合に至るまで、学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター・先駆型子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、一貫して取り組むことが重要です。そのためには、職員の育成や一時保護所の環境改善、児童相談所の施設整備などにも目を向ける必要があります。

【2 社会的養護を必要とする子供への取組】

(1) 家庭的養護の推進

- 児童虐待相談件数等の増加に伴い、一時保護所や児童養護施設等は逼迫した入所状況となっています。また、老朽化が進んでいる施設も少なくなく、計画的に整備を進める必要があります。
- 前期計画では、様々な理由で親と一緒に暮らすことができない子供達が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる「ほっとファミリー」（養育家庭）やグループホームといった「家庭的養護」を、社会的養護の3割に拡充することを目標として取組を進めてきました。しかし平成20年度末時点では約25%にとどまっており、引き続き拡充を図っていく必要があります。
- 特に子供と養育者との基本的信頼関係（愛着）を作る時期である乳児期には、「ほっとファミリー」（養育家庭）委託を積極的に促進する必要があります。

(2) 施設機能の強化及び被措置児童の権利擁護

- 社会的養護の下に育つ子供達は、特定の大人との基本的な信頼関係を築けるよう、できる限り家庭に近い生活環境の中で育てられることが望ましいと考えます。中でも、虐待により心身ともに深く傷ついた子供は、様々な情緒・行動上の問題を抱えており、それぞれの子供のケアニーズに適切に対応するとともに、他の子供が安心して生活できる環境を確保するため、少人数の養育単位での手厚いケアや心理的側面に着目した治療的な養育環境の拡充が必要となっています。
- 被虐待児童や発達障害の可能性のある児童が増えており、こうした特別な支援を要する児童の多様なニーズに応えていくことが必要となっています。しかしながら、施設の職員を育成する研修について、従来のカリキュラムでは不十分であることや、施設ごとの研修内容にばらつきがあるなどの課題があります。
- 施設や養育家庭で生活する子供達に対して、将来の独り立ちを支えるという視点、また、子供の権利擁護という視点を大切にしたい支援が必要です。

【3 ひとり親家庭の自立支援】

- 都内のひとり親家庭は、増加傾向にあります。ひとり親家庭は就労している割合は高いものの、母子家庭では非正規雇用の割合が高いため収入も不安定なものとなっています。また、未婚・非婚のひとり親家庭が増加するとともに、ひとり親家庭となる年齢も低下傾向にあり、子供の養育など生活全般への支援がますます重要となっています。

【4 障害児施策の充実】

- 障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や支援が必要です。また、将来社会的に自立できる力や、地域の一員として生きていく力を育む必要があります。
- 障害のある子供の保護者からは、放課後や夏季休業期間の子供の居場所の確保や仕事と子育ての両立、レスパイト^{*1}支援等が求められています。

※ 1レスパイト………一時的休息

取組の方向性

【1 児童虐待防止対策の推進】

- 学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子供の保護、保護者への支援、虐待等により分離した家族の再統合、アフターケアまでの一貫した取組を進めていきます。
- 虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し適切な支援を行っていきます。
- 児童相談所の体制強化や子ども家庭総合センター（仮称）の整備を進めます。また、被虐待児やその親への支援といった複雑困難な課題に対応できる職員の育成・研修に取り組んでいきます。
- 国や区市町村、民間団体と連携して虐待防止の普及啓発「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、都民への働きかけを積極的に行っていきます。

【2 社会的養護を必要とする子供への取組】

(1) 家庭的養護の推進

- より多くの子供が「ほっとファミリー」（養育家庭）で暮らせるよう、引き続き普及啓発を図るとともに、子供を受託した家庭への支援などを充実していきます。また、乳児期からのほっとファミリー委託を積極的に進めていきます。
- グループホームの設置と安定した運営のため、その運営を担う中核的な人材の育成や、知識・技術を身に付けるための研修の充実を図るなど、グループホーム運営への支援を進めます。

(2) 施設機能の強化

- 児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設等の整備を図ります。
- 虐待を受けた子供へのケアの充実を図るため、小規模グループケアの設置拡大や、専門機能強化型児童養護施設を拡充します。また、新たなケアニーズや困難なケースに適切に対応するため、児童養護施設等人材育成支援事業等により職員を確保・育成するプログラムを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。

- 情緒・行動上の問題を重層的に抱えている被虐待児童に対して、生活支援を基盤に教育・治療を一体的に提供する「新たな治療的ケア施設」の検討を進めていきます。
- 高校中退や離職等で、再度、高等学校への就学等を目指す児童に対し、生活指導、就学指導を行う「再チャレンジホーム」での取組や、社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱えるものが集える場である「ふらっとホーム」の提供を行います。
- 被措置児童等虐待の届出・通告に対応するため東京都、児童相談所、児童福祉審議会に窓口を設置しており、引き続き、都のガイドラインに基づき、児童相談所や関係機関と連携しながら、届出・通告事案に対して迅速な対応を図っていきます。
- 東京都児童福祉審議会・子ども権利擁護部会での被措置児童等虐待に関する報告・検証等を通じ、対応強化と防止に努めます。

【3 ひとり親家庭の自立支援】

- ひとり親家庭の親の安定した就労に向けて、母子家庭就業・自立支援センターや、地域の母子自立支援員などの支援を引き続き行っていきます。あわせて、就業につながるスキルや資格を得るための支援を強化します。
- ひとり親家庭が身近な地域で気軽に相談できる体制を作っていきます。平成20年度から開始している養育費相談事業等について普及啓発を強化し、より質の高い相談に努めていきます。
- ひとり親家庭の就労継続のために不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備については、本計画の目標2における保育サービスのあり方の中で検討していきます。
- 母子生活支援施設については、入所者の抱える課題に応じ、きめ細かな支援が行える方策を検討していきます。

【4 障害児施策の充実】

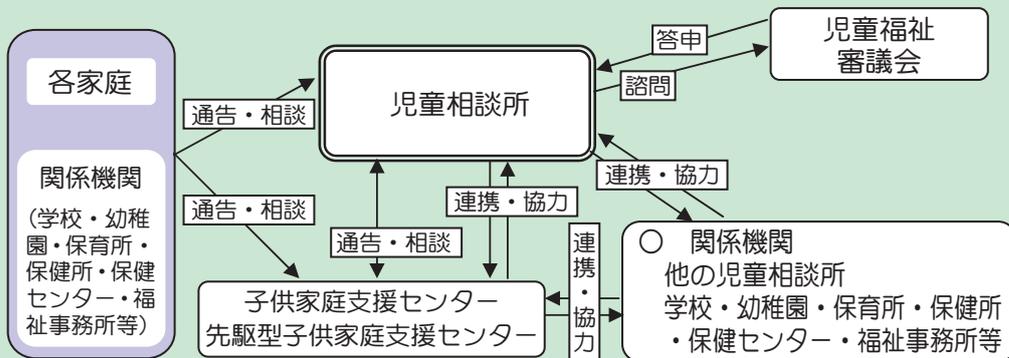
- 発達障害を含む障害のある子供一人ひとりが、身近な地域で安心して生活できるよう、行政・学校・療育機関等が連携し、そのニーズに応じた適切な支援を行います。
また、障害のある子供の放課後の居場所づくりや、保護者のレスパイト支援として、児童デイサービスやショートステイ等在宅サービスの拡充を図ります。
- 将来社会的に自立し、地域の一員として生きていくことができる力を養うことを目指し、新たなタイプの学校を含めた特別支援学校における教育内容の充実や、自立のためのグループホームの整備促進を図ります。
- 保育所・幼稚園や学童クラブにおける障害のある子供の受け入れ促進を図るほか、学校においては障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の充実を図り、障害のある子供の健全な成長を支援します。



重点的取組⑨ 児童虐待防止対策の推進

学校・幼稚園・保育所、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等の関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子供の保護、保護者への支援、虐待等により分離した家族の再統合、アフターケアまでの一貫した取組を進めていきます。

児童虐待防止の取組



- 被虐待児やその親への支援といった困難な課題への対応に向けた職員の育成・研修に取り組んでいます。
- 虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援を行っています。

東京都と区市町村の役割

東京都

- 児童相談所の体制強化
 - ◆ 児童福祉司の体制強化
→ 区市町村のバックアップ強化
 - ◆ 専門性の高い、困難な事例に重点化
- 子ども家庭総合センター（仮称）を整備
 - ◆ 福祉・保健・教育などが連携し、子供や家庭を一体的に支援する拠点
 - ◆ 処遇困難児や虐待により分離した家族の再統合への専門的な支援

区市町村

- 子供家庭支援センター
 - ◆ 児童相談についての一義的な窓口
 - ◆ 子育て支援ネットワークの中核
機能強化
- 先駆型子供家庭支援センター
 - ◆ 子供家庭支援センターの機能を拡充し、虐待への対応力を強化

連携・支援

学校・幼稚園・保育所・保健所・保健センター・福祉事務所等との積極的な情報交換・連携

重点的取組⑩ 社会的養護を必要とする子供への取組

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供達が、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、養育家庭等やグループホームでの家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設の機能を強化します。

家庭的養護の推進

- 養育家庭委託を進めるために、児童相談所による定期的な訪問をはじめ、家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を、民間団体等と連携を図りながら実施
- 乳児委託を希望する養育家庭向けの研修を実施するとともに、乳児院入所児童について、早期からの養育家庭委託を積極的に推進
- グループホームを3か所以上設置する児童養護施設について、助言指導等を行う支援員を配置し、安定的運営を支援するなど、引き続き設置を促進

施設機能の強化

- 虐待を受けた子供等に対するケアを充実するため、専門的・個別的ケアを行う「専門機能強化型児童養護施設」を拡充
- 多様なケアニーズへの対応力を強化するため、児童養護施設等の職員の研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設が実施する人材育成を支援
- 虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供のケアを行う「新たな治療的ケア施設」について検討

■ 社会的養護の整備目標

	平成 21 年度	平成 26 年度
入所等児童数	3,933 人	4,021 人
受入枠	4,111 人	4,150 人
家庭的養護	1,076 人(27%)	1,410 人(35%)
養育家庭及びファミリーホーム	388 人	470 人
グループホーム	688 人	940 人
小規模グループケア実施	70%	100%
基幹的職員配置	78%	100%

※平成21年度の入所等児童数及び家庭的養護数は平成22年2月1日現在（養育家庭委託児童は平成21年12月末現在）

重点的取組⑪ ひとり親家庭の自立支援の推進

「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」に基づき、関係機関との連携により、各家庭の自立への課題解決に向けて、適切な支援につなげます。

自立支援に向けた4つの視点

- 1 各家庭の状況に応じた自立目標に向けての支援
- 2 母子家庭・父子家庭双方への支援
- 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援
- 4 地域の関係機関の連携強化

自立支援の4つの施策分野

就労支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターでの就労支援



各家庭の状況に応じた個別的支援の実施や多様な就労支援策の提供

相談体制の整備

- ・母子自立支援員の相談対応
- ・養育費相談事業



家庭生活と仕事の両立に係る専門相談の実施

子育て支援・生活の場の確保

- ・保育等の体制
- ・都営住宅の優先入居
- ・母子生活支援施設



定期利用保育や都型学童など新しい保育等サービスの提供

経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・母子福祉資金
- ・チャレンジ支援貸付



父子家庭への児童扶養手当支給
被保護自立支援に関する調査研究・普及啓発事業

就労支援の今後の取組

母子家庭等就業・自立支援センター

- ・情報提供
- ・就業基礎研修
- ・無料職業紹介

★在宅就業支援
在宅での就業が必要な家庭への支援

連携・
情報共有

★新たな取組

★ひとり親家庭等就業コーディネート事業

ひとり親家庭への個別的な支援

- ・就業前から就業活動支援アフターフォローまでの一体的な実施
- ・訪問支援などきめ細かな対応

それぞれの家庭に応じた職業選択の幅の拡大
ひとり親家庭の雇用に取り組む企業開拓の促進

目標5 子供の安全と安心を確保し、 子育てを支援する環境づくり

現状と課題

【1 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- 子供の連れ去り事犯や性犯罪など、子供達が犯罪の被害者になる事件が社会の耳目を引いていますが、その一方で大麻・覚せい剤等の薬物に関する情報があふれ、若い世代にまで広まるなど、子供が加害者となる犯罪件数もまた増加しています。
- インターネットや携帯サイト上の掲示板等への書き込みが、トラブルや犯罪に巻き込まれる原因となった事例が発生しています。また、インターネット上には様々な有害情報が氾濫し、誹謗中傷等の場にもなりうるなど、子供達はインターネットを媒介とした危険にさらされています。しかし、その情報の規制や監視手段は十分整っているとは言えず、保護者等の知識も十分ではないため、子供達の安全に目が行き届いていないのが現状です。
- 麻薬や覚せい剤などの薬物の情報が携帯電話を介したインターネット上の匿名のやり取り等で容易に入手できる環境は、子供の健やかな育ち、安全と安心の確保の面からみても憂慮すべき社会問題です。

【2 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供の交通事故件数は過去5年間で減少の傾向にあります。幼児2人同乗用自転車の普及に伴う安全性の確保や、チャイルドシートの正しい着用、学校における交通安全教育等、子供の安全にかかわる正しい知識の普及啓発は、引き続き重要な課題です。
- また、子供の健やかな成長には、日常の生活空間における安全や快適性が求められます。生活環境の整備に当たって、子供や子育て家庭への配慮や幅広い情報提供が必要です。また、家庭内で発生する不慮の事故を予防するための意識啓発、情報提供も不可欠です。

【3 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育てしやすい環境を整備する上で、子育てに適した良質な住環境の整備、子供を安心して育てられる住まいの確保などを進めることが必要です。

【4 安心して外出できる環境の整備】

- 鉄道の駅、商業施設等においては、建物のバリアフリー化、授乳やオムツ換えができる「赤ちゃん・ふらっと」の整備、おむつ交換台の設置等、インフラ整備の側面での改善が前期目標をほぼ到達するなど、取組が着実に進んでいます。しかしその一方で、ベビーカーに対する周囲の無関心な反応や、マタニティマークの認知度の低さなど、意識面ではまだ浸透不足の側面もあります。
- 子育ての当事者とその周囲の者が互いの立場を思いやり、助け合うことが自然な行動となるよう、社会全体の気運の醸成が引き続き課題となっています。

取組の方向性

【1 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- 子供や保護者に対する防犯教室、セーフティ教室を拡大して実施するなど、学校と家庭や地域社会、関係諸機関との連携を強化します。また、声掛け、つきまとといった重大な犯罪の前兆とみられる事案に対して迅速に対応するなど、子供達を犯罪や有害な環境から守るとともに、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。
- 携帯電話やパソコンを利用する際の家庭でのルール作りを推進するとともに、トラブルに巻き込まれた場合の対処方法についても相談窓口を通じて情報提供を行っていきます。あわせて、インターネット等の適正な利用に関する啓発指導を行っていきます。
- 覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し、学校経由で生徒・保護者への呼びかけを進めるとともに、広く一般への薬害・中毒症の周知等の普及啓発、所持取締りや禁止の呼びかけを強化していきます。

【2 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 交通事故の防止のためには、事故の原因や情報を正確に子供や保護者に発信し、理解を得ることが必要であり、そのための普及啓発に積極的に取り組んでいきます。
- 区市町村・警察・教育委員会等が協力し、子供達が交通ルールを守り交通マナーをしっかりと身に付け、子供自身が危険を予測し、回避することができるよう交通安全教育を実施します。

○ 生活のあらゆる場面において安全を確保し、子供と保護者が快適に生活できるように、様々な危険性の周知や事故防止の注意喚起を行っていきます。

○ 子育て家庭の安全・安心のために、家庭内の不慮の事故の防止を目的とした情報提供を積極的に行っていきます。

【3 良質な住宅と居住環境の確保】

○ 「子育てに配慮した住宅の技術指針」の作成・普及、子育てに配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。

【4 安心して外出できる環境の整備】

○ 安全な子育て環境整備のため、子供連れでも安心して外出できることを目指し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの取組を継続していきます。

○ さらに、安全で安心なベビーカー利用に関するキャンペーンのように、子育てを支援する社会全体の気運の醸成と、子育て当事者と周囲の者の双方への理解促進となる活動を継続していきます。



重点的取組⑫ 子供を有害な情報・環境から守る取組の推進

インターネット利用環境等の整備、薬物乱用防止対策など、有害な情報や環境から子供の健やかな育ちを守るために、総合的な取組を推進します。

◆インターネット利用環境の整備

- 東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、インターネット上の有害な情報の氾濫から子供を守る取組を進めていきます。

<対象事業 例>

- ネット・ケータイヘルプデスクの運営
- インターネット利用環境の整備
- ネット監視業務

◆薬物乱用防止対策

- 覚せい剤、大麻、脱法ドラッグ等の蔓延に対し監視指導を強化するとともに、学校経由で生徒・保護者への呼びかけを進めます。
- 「買わない」、「使わない」意識を浸透させるため、青少年を中心とした普及啓発活動を進めます。

<対象事業 例>

- 流通・使用実態調査、有害製品の排除
- 薬物乱用防止教室
- 有職・無職少年を視野に入れた啓発

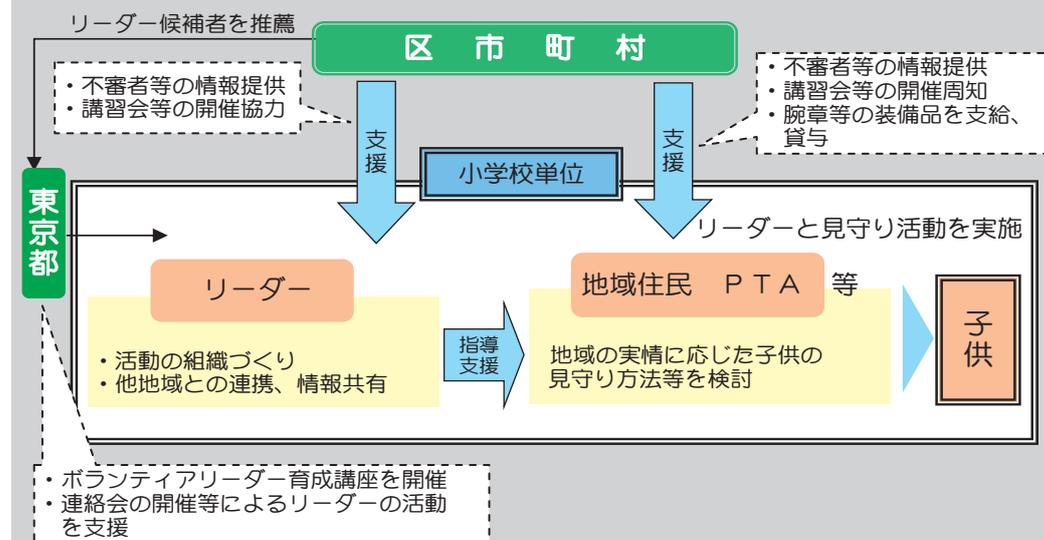
◆非行防止・犯罪被害防止

- 東京都、各家庭、地域、関係諸機関が連携して、子供達を犯罪から守るとともに、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。

<対象事業 例>

- 防犯教室
- セーフティ教室
- 子ども見守りボランティアリーダー養成講座
(※子供の安全確保対策推進事業の一環)
- 学校における安全教育

【子供の安全確保対策の推進事業イメージ図】

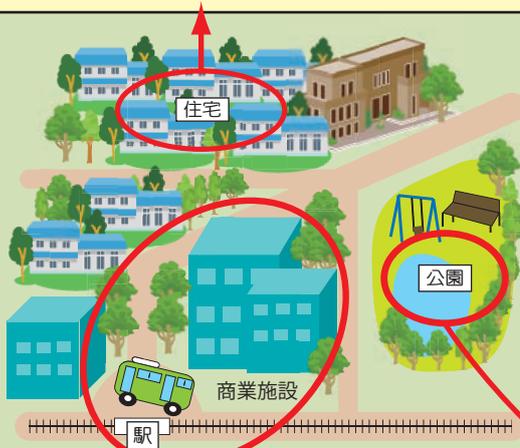


重点的取組⑬ 安全・安心の子育て支援の基盤整備

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。また、地域・企業等関係諸機関と連携の上、安心して外出できる環境の整備を進めていきます。

居住環境の整備

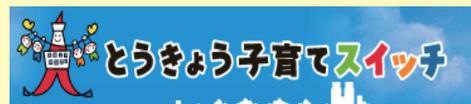
- 子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業の実施
子供の安全の確保や保育施設との連携等を重視しつつ、良質かつ一定以上の広さの民間賃貸住宅を先行的にモデル供給する。
- 子育てに配慮した住宅の技術指針の作成



気運の醸成

「子育て応援とうきょう会議」によるキャンペーン等を通じて、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

子育て応援情報掲載のサイト「とうきょう子育てスイッチ」は、子育て家庭に役立つ情報が満載されている。



外出環境

<赤ちゃん・ふらっと>

授乳やオムツ換え等のスペースとして「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置する。

<バリアフリー化の取組>

ノンステップバスの導入
(都営)
駅施設のバリアフリー化
(都営)
(エレベーター設置)

<安心して自由な子供の遊び場の整備>

子供が安心して自由に遊ぶことができる空間を都立公園に整備する。

- ・わくわく広場
- ・いぎいぎ運動広場
- ・親子のびのび館

<ユニバーサルデザインのまちづくり>

すべての人が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、先駆的な福祉のまちづくりを実現しようとする区市町村の取組を支援します。

目標を掲げている事業 一覧表

No	項目	21年度実績	26年度目標	担当局
4	子ども家庭総合センター(仮称)の整備	建築関係法令に基づく申請・届出・工事発注・契約手続き等	24年度開設	福祉保健局
14	子育て短期支援事業(ショートステイ) ※トワイライトステイは、延長・夜間保育に統合	41区市町村	62区市町村	福祉保健局
15	一時預かり事業	20年度 30万人	40万人	福祉保健局
16	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)	48区市町村	62区市町村	福祉保健局
16	養育支援訪問事業	47区市町村	62区市町村	福祉保健局
17	ファミリー・サポート・センター事業	提供会員数 11,574人	提供会員数 13,500人	福祉保健局
27	こども救命センターの創設	-----	22年度 4か所	福祉保健局
30	周産期医療システムの整備	NICU 222床	NICU 320床	福祉保健局
32	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	3か所	22年度 4か所	福祉保健局
69	通常保育事業	21年4月時点 保育サービス利用児童数 185,475人	27年4月時点 保育サービス利用児童数 228,500人 ※計画期間内に35,000人増	福祉保健局
75	定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	-----	40万人	福祉保健局
77	夜間保育事業	午後10時までの開所 54か所	午後10時までの開所 64か所	福祉保健局
78	延長保育事業	20年度 都内認可保育所での実施率 8割(うち2時間以上延長1.8割)	都内 全認可保育所での実施(うち2時間以上延長3割) ※島しょ部除く	福祉保健局
79	休日保育事業	52か所	100か所	福祉保健局
80	病児・病後児保育事業の充実	93か所	140か所	福祉保健局
81	学童クラブ運営費補助事業	21年5月時点 登録児童数 84,032人	登録児童数：104,000人 ※計画期間内に20,000人増	福祉保健局

No	項目	21年度実績	26年度目標	担当局
88	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	32区市町村 80クラブ	25年度 全62区市町村 28年度 100クラブ	生活文化 スポーツ局
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	-----	3年後に全国平均値 10年後に30年前の水準に	教育庁
121	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	20年度 全日制107校・定時制8校	全都立高校において保育体験活動を実施	
138	養育家庭等の拡充	家庭的養護が社会的養護の27% 養育家庭委託児童数388人 (21年12月現在)	平成26年度末までに家庭的養護を社会的養護の35%にする。	福祉保健局
139	養護児童グループホームの設置促進	家庭的養護が社会的養護の27% 114ホーム688人 (22年2月現在)		
149	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	20年度末 61区市町村	都内全域での実施	福祉保健局
150	母子家庭高等技能訓練促進費等事業	56区市町村		
203	信号機の導入・整備	20年度末 歩者分離式信号 145か所 歩行者感应式信号124か所	平成22年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成23年度以降は平成22年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定	警視庁
217	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	581か所	20～22年度 各年度200か所	福祉保健局
227	駅施設のバリアフリー化(エレベーターの設置)	89駅(106駅中)	24年度 すべての駅でエレベータ等により1ルートを確保	交通局
228	ノンステップバスの導入	都営バス1,287両に導入	24年度 すべての路線バス車両に導入	交通局

3 関連	子育てひろば(地域子育て支援拠点)の整備	686か所	879か所	福祉保健局
	センター型子育てひろば(地域子育て支援拠点)の整備	29区市	49区市	福祉保健局
140 関連	入所等児童数	3,933人	4,021人	福祉保健局
	小規模グループケア実施	70%	100%	福祉保健局

次世代育成支援東京都行動計画(後期) (概要版)

平成22年3月

印刷物規格表 第2類

印刷番号 (21)406

編集・発行／東京都福祉保健局少子社会対策部計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-4138

印刷／社会福祉法人 東京コロニー

東京都大田福祉工場

石油系溶剤を含まないインキを使用しています

